

公立大学法人神戸市看護大学いちかん看護開発センター規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第18号

公立大学法人神戸市看護大学いちかん看護開発センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市看護大学の組織に関する規程（2019年4月規程第1号）第12条第1項並びに神戸市看護大学学則（2019年4月学則第1号）第5条の規定に基づき大学に設置する公立大学法人神戸市看護大学いちかん看護開発センター（以下「センター」という）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、看護分野における教育活動及び研究活動の推進並びに地域住民の健康課題の解決に向けて、学内外の関係機関と幅広く連携した実践活動を行うことを目指し、設置する。

(組織)

第3条 センターには、センター担当教職員を置き、学長が指名する教員及び事務局長が指名する職員をもって充てる。

2 センターには、業務に応じた部門を設ける。部門に関することは別途定める。

3 業務の実施にあたっては、その内容に応じて全学協働のもとで行う。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 地域住民、保健・医療・福祉機関、教育機関、国及び自治体、産業界等と連携した教育及び研究

(2) 教育活動及び研究活動に資する学術情報の提供及び新しい教育・研究手法の普及並びにそれを用いた教育・研究の推進

(3) 地域住民の健康支援のための地域貢献活動

(4) 看護職及び保健・医療・福祉に係る人材育成並びに生涯教育

(5) 前各号に掲げるもののほか、中期目標及び中期計画における神戸市看護大学の全学協働で取り組む業務のうち学長が指定するもの

(運営委員会)

第5条 センターの管理及び運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務等)

第6条 センターの庶務は、経営管理課総務係において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が学長に諮って定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。